

一般社団法人 Food Communication Compass

定 款

平成23年 3月 22 日 作成
平成23年 3月 28 日 認証
平成23年 3月 29 日 設立
平成30年 8月 9 日 改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Food Communication Compassと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、食に関する科学的根拠に基づいた情報の収集・提供を通して、国民の健康や安全を守る事業を行うとともに、国民が冷静に食の問題に対処できる社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) ウェブサイトの運営
- (2) 調査研究、情報収集及び提供
- (3) 各種講演会、交流会、セミナーの企画、開催、運営
- (4) メールマガジン及び機関紙の発行
- (5) その他、前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した個人を社員とする。

2 社員となるには、社員総会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、経費負担義務を負わない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 総社員が同意したとき。

第3章 社員総会

(開催)

第11条 当法人の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 総会は、理事長が招集する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の2分の1以上が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

2 やむをえない理由のため、総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは、電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、前条の適用については総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長、もしくはその指名する社員がつとめる。

(権限)

第16条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会費の金額
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の総額の上限及び支給の基準
- (4) 社員の承認又は除名

- (5) 賃借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 借入金及び重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 不可欠特定財産の処分の承認
- (10) 事業の全部もしくは一部の譲渡
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人が、記名押印又は署名しなければならない。

第4章 理事

(理事)

第18条 当法人は、理事1名以上5名以内を置く。

2 理事のうち1名を理事長とする。

(選任)

第19条 理事は社員総会において社員の中から選任する。

2 理事長は、理事の互選によって定める。

3 理事長以外の理事は、法人の業務について、当法人を代表しない。

4 理事のうちには、それぞれの理事について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は、当該理事並びにその配偶者及び3親等以内の親族が理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより当法人を代表し、その業務を執行する。

(解任)

第22条 理事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算等は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し毎事業年度開始後の定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の不配当)

第33条 当法人は、剰余金の分配を行わず、翌事業年度に繰り越すものとする。